

平成25年(ワ)第696号 原発運転差止め請求事件
原告 辻 義則 外56名
被告 関西電力株式会社

準備書面(23)

【被告の準備書面(15)第2章第3, 4に対する反論】

平成28年9月23日

大津地方裁判所民事部合議A係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 井戸 謙一

同 菅 充行

同 高橋 典明

同 吉川 実

同 加納 雄二

同 田島 義久

同 崔 信義

同 定岡 由紀子

同 永芳 明

同 藤木 達郎

同 渡 辺 輝 人

同 高 橋 陽 一

同 関 根 良 平

同 森 内 彩 子

同 杉 田 哲 明

同 石 川 賢 治

同 向 川 さゆり

同 石 田 達 也

同 稲 田 ますみ

弁護士井戸謙一復代理人

同 河 合 弘 之

同 甫 守 一 樹

目次

1 原発の不要性	3
(1) 電力供給に支障なし.....	3
(2) 供給安定性に対する反論.....	3
2 原発による環境破壊.....	5
(1) 原発周辺地域における白血病等の発生数の増加について.....	5
(2) 温排水による環境破壊.....	6
(3) 地球温暖化等について.....	7
3 原発のコスト	8
(1) 原発の経済性の不存在.....	8
(2) コスト等検証委員会報告書（乙全第81号証）等について.....	10
(3) 原発の再稼働と電気料金について等.....	12

1 原発の不要性

(1) 電力供給に支障なし

ア 原告ら準備書面（17）・3頁でも述べたように、平成25年9月に大飯原発3，4号機の運転が停止されてから平成27年8月に川内原発1号機が稼働するまでの約2年間、我が国では1基の原発も動いていなかったが、電力供給には全く支障がなかった。

甲全第239号証のとおり、平成27年夏についても、全国10電力会社で最大需要を記録した日の予備率は、危険水準の3%を大きく上回っており、最低の四国電力でも予備率は8.2%、被告に至っては13.6%もあった。

イ この点に関し被告は、原発の必要性は電力需要に対する供給面にとどまらず、バランスのとれたエネルギーミックスの実現のためには原発が重要な電源である旨主張するが（被告準備書面（15）・16頁）、原発を稼働させなくても電力供給に支障のない事実が変わりはなく、しかも、一般論としてバランスの取れたエネルギーミックスを実現する必要があったとしても、そこに原発を組み込まなければならない必然性もない。

(2) 供給安定性に対する反論

ア 被告は、原子力発電について、ウラン資源の輸入先が安定しており、地政学的リスクが低く燃料が安定して供給される（被告準備書面（15）・11頁，17頁）と主張する。

しかしながら、原告ら準備書面（17）・4頁以下でも述べたように、今

や、発電燃料としての石油のシェアは、わずかなものに過ぎない。経済産業省の「エネルギー白書2016」によれば、2013年度における発電燃料の割合は、LNG46.1%、石炭31.0%、石油等10.6%である。そして、LNGの輸入先は、オーストラリア、マレーシア、ロシア、インドネシア等であって、政情が比較的安定している国々である。

したがって、原発に頼らずとも、石油、天然ガス等を組み合わせることによって、安定した電力供給は十分に確保できる。

また、そもそも、中東地域の石油についても、特定の国に政情不安があるからといって、直ちに石油の輸入が途絶えることはないことは、これまでの歴史の経過を見ても明らかである。

加えて、過去に生じた資源価格の上昇の問題も、資源産出国の政情の問題というよりも、資源産出国が欧米オイルメジャーに対抗する経済体制をとったためであり、要するに世界経済情勢の変化によるものである。そうだとすれば、今後発展途上国などでウランの需要が高まり、世界的な投機的行動が起こるなど、やはり経済情勢の変化のためにウラン価格が上昇する事態も十分に起こり得る問題であり、特にウランにだけ有利性があるというものではない。

イ この他、被告は、ウランのエネルギー密度が高く備蓄が容易である旨の主張も行うが（被告準備書面（15）・10頁，17頁）、備蓄の問題は、日本がLNGの輸入先（オーストラリア、マレーシア、ロシア、インドネシア等）から長期にわたって一斉にガスの輸入をストップされるなどという事態が起こる蓋然性があれば軽視はできないであろうが、そのような事態はこの50年ほどを見ても一度も生じたことはなく、電力供給に関する具体的な不安要素とはなり得ない。

ウ なお、エネルギーの安定供給は、エネルギー資源の多様化という側面を持つところ、エネルギー資源ごとに一長一短があり、それぞれのエネルギー資源の組合せ・比率を考えて望ましい在り方を探ることで達成すべきものであって、一般論としてのエネルギーの安定供給の必要性が、直ちに原子力発電の必要性に結びつくものではない。

エ なお、原告ら準備書面（17）・4頁でも述べたように、国際情勢にかかわらず安定的に電気を得るという目標をより根本的な水準で達成するためには、国産のエネルギー源を使ってエネルギー自給率を高めるしかなく、それは基本的に、再生可能エネルギーによるしかない。

被告は、原子力発電が準国産エネルギーと位置づけられている旨主張するが（被告準備書面（15）・10頁，17頁）、ウランを輸入しなければ発電できない原子力発電を準国産エネルギーと呼称するのは、「まやかし」

といわざるを得ない。

乙全第72号証・104頁によれば、原子力発電の燃料となるウランを「準国産エネルギー」と位置づけた説明として、①備蓄の容易性、②再処理による再利用可能性、③発電コストに占める燃料費の割合が小さいこと等が挙げられている。

しかしながら、①については、備蓄が尽きれば輸入を行わなければならないという点において他の輸入資源と何ら変わりがない。また、②については、核燃料サイクル計画が頓挫し再処理の大部分をイギリスとフランスの企業に委託している現状下において、何の説得力もない。③に至っては、「国産」性と結びつける根拠が不明である。

I A E A（国際エネルギー機関）がどのように評価しようとも、日本において、原子力発電を「準国産エネルギー」と位置づけることは「まやかし」に他ならない。

オ むしろ、原告ら準備書面（17）・4頁、5頁でも述べたように、原発ほど不安定な発電方法はない。原発は、ひとたび災害が起これば、被災しなかった原発を含め、何年間にもわたって運転を停止せざるを得ない、極めて不安定な発電方法である。

しかも、今後も継続的に原発による発電を行うとすれば、当然に発電後の処理、すなわちバックエンドの問題も解決されなければならないはずである。しかしながら原子力発電は、核燃料サイクルの計画も頓挫している上、高濃度の放射性廃棄物の直接処分も全く見通しが立たないままの、いわゆる「トイレのないマンション」なのである。バックエンドの問題が解決されない限り、原発は早晚稼働を止めざるを得ないのであり、このような出口のない、問題を先送りしているだけの発電方法をもって、電力の安定供給に資するとは到底いえない。

2 原発による環境破壊

(1) 原発周辺地域における白血病等の発生数の増加について

ア 原告ら準備書面（17）・6頁でも指摘したように、原発周辺地域において、小児白血病の発生数が高いことは、よく知られた事実である（甲全第241号証）。

なお、被告は、甲全第241号証の「考察」の記載を引用し、甲全第241号証が、小児白血病の原因を平常運転中の原子力発電所から放出される放射性物質であると結論づけたものではない等と主張するが（被告準備書面（15）・20頁）、甲全第241号証は「結論」として、原発から5km以内で全小児ガン、小児白血病とも他の地域と比べて高い発症率を示している

こと、10 km以内でも急性リンパ性白血病の発症率が有意に高いこと等を明確に述べている。

そうであるとすれば、他に小児ガンや小児白血病等を多発させる危険因子が存在しない限り、原発の平常運転により、周辺公衆に健康被害が生じているものと合理的に推認できる。

イ また、韓国において、2014年10月17日、プサン地方裁判所は、古里（コリ）原発周辺地域10 km内に20年間住んでいた住民の甲状腺がんの発症に関し、古里原発から放たれた放射線によって甲状腺がんの診断を受けたと見るのが相当であるとして、古里原発の運営者に損害賠償責任を認めた（甲全第296号証）。

このように、司法の場においても、原発事故が発生していなくとも、平常運転時に放射性物質を放出する原発が、健康に危害を与える施設であるという事実が認められているのである。

ウ なお、被告は、被告の原発を含む全ての原発において、原発周辺の公衆が受ける線量目標値を満足するレベルにあることが安全審査の段階で評価されていること、年間の放出管理目標値を超えないように管理していることを主張する（被告準備書面（15）・19頁）。

しかしながら、例えば、被告の原発と同様の規制に服しているはずの九州電力の玄海原発と周辺地域のすい臓がんと白血病の合計年齢調整死亡率を調査した甲全第297号証によれば、玄海町におけるすい臓がん及び白血病による死亡率は、佐賀県の他の保健所管内の死亡率の2倍弱となっており、有意な死亡率の高さを示している（同号証・6頁）。

被告の原発と同様の規制に服している他の原発において、原発近接地域におけるすい臓がん及び白血病による死亡率の有意な高さが認められるのであるから、被告の原発の近接地域においても同様の健康被害が生じていると考えるべきであり、被告の原発のみが例外的に、平常運転時に排出される放射性物質によって周辺公衆の健康被害を生じさせていないと考える根拠はない。

（2）温排水による環境破壊

ア 原告準備書面（17）・6頁で述べたように、百万キロワット級の原発一基が、毎秒70トンの海水を7度温めているといわれており、温排水による地球温暖化や海洋生態系の破壊は、原発による深刻な環境破壊である。

イ 甲全第242号証が報じたように、被告の原発が運転を停止したことで、若狭湾にもともと多数生息していた北方系の魚介類が戻り、生態系が回復しつつあるが、これはとりもなおさず、被告の原発の運転により周辺海域

の生態系が破壊されていたことの証左である。

(3) 地球温暖化等について

ア 被告は、原子力発電が発電時に二酸化炭素等の温室効果ガスを排出しない旨主張しているところ（被告準備書面（15）・11頁ないし13頁）、原子力発電を行うためには、多大な二酸化炭素が排出される。

原子力発電を行うためには、ウランの採掘から始まり、燃料の加工・製造（ウラン加工・濃縮工場の建設・稼働）、これらの運搬（以上の過程が「上流」）、原発の建設、そして、使用済み燃料の運搬・貯蔵施設、再処理工場、高速増殖炉、MOX燃料加工工場の建設、原発・再処理工場から排出される放射性廃棄物の運搬、処理・処分施設の設置（上流後の、以上の過程が「下流」）などが用意されなければならない。

その建設・操業・保守の過程では、大量のコンクリート、鉄鋼、石油製品、化石燃料が使用されている。また、核物質・放射性廃棄物の輸送に大量の石油が消費され、専用港湾の建設にも莫大な石油エネルギーが投入される。

原子力発電が核分裂現象を利用しており、核分裂現象が二酸化炭素を生まないとしても、上記のとおり原子力発電を行うための上流と下流を構成する核燃料サイクル施設の建設、稼働によって、二酸化炭素などの温室効果ガスが大量に排出されている。

また、原発の発電時、核分裂現象が二酸化炭素を生まないとしても、その代わりに核分裂生成物を生じさせ、上記（1）のとおり、平常運転時においてすら、原発周辺地域の住民に健康被害を生じさせるのである。

まして、福島原発事故を見れば明らかなおおり、原発に過酷事故が生じた場合、空气中に大量の放射性物質が飛散し、広範囲にわたって住民の生命、身体及び生活環境を破壊することになる。さらには、事故を起こした原発から長期間にわたって大量の汚染水が流出し、土壌と海洋を汚染し続けることになる。これらの点からしても、原子力発電に環境面での優位性が認められるとは到底いえない。

イ さらに、甲全第298号証にあるように、2012年の民主党政権下での政府ホームページ「国民的議論」で示されたところでは、温室効果ガス排出の指標を、1990年を100とした場合、2030年に原発15%削減シナリオでは二酸化炭素が23%減り、原発25%削減シナリオでも二酸化炭素が25%削減されるという指標が出されている。原発をゼロにして追加対策無しの際は二酸化炭素が16%削減され、追加対策すれば23%が削減される。

すなわち、原発の稼働又は削減の状況によって温室効果ガスの排出量はほとんど変わらない（同号証・13頁）。

したがって、地球温暖化という観点から見ても、原発の必要性は認められない。

3 原発のコスト

(1) 原発の経済性の不存在

ア 被告は、原発の経済性について主張するところ（被告準備書面（15）・13頁ないし15頁，21頁，22頁），原告ら準備書面（17）・6頁でも述べたように、そもそも、「極めて多数の人の生存そのものに関わる権利と電気代の高い低いの問題等とを並べて論じるような議論に加わったり、その議論の当否を判断すること自体、法的に許されないことである」（甲全第51号証66頁）というべきである。

また、発電コストに鑑みても、政府が原発支援策として差額決済契約（CFD）の導入を画策しており、政府自らが原発の「経済性」の不存在を自認しているに他ならないことも、既に同準備書面で述べたとおりである。

イ しかも、仮に原発の経済性について論じるとしても、以下のとおり、原発には何らの経済性も認められない。

まず、原発の発電に要する費用を算定するに当たっては、①発電に直接要する費用（燃料費、減価償却費、保守費用等）の他、②バックエンド費用（使用済燃料再処理費用、放射性廃棄物処分費用、廃炉費用）、③国家からの資金投入（財政支出：開発費用、立地費用）、④事故に伴う被害と被害補償費用を総合的に加算する必要がある。

立命館大学の大島賢一教授によれば、原発の発電に要する費用は、甲全第299号証（大島堅一『原発の本当のコスト』）・8頁の図のようになる。

大島教授の計算によると、④事故に伴う被害と被害補償費用を除く、①ないし③のコストを総合した場合の電源別の単価（1970年～2007年）は、以下のようになる（甲全第299号証・20頁 単位：円/kWh）。

・原子力	10.68
・火力	9.90
・水力	7.26
・一般水力	3.98
・揚水	53.14
・原子力+揚水	12.23

ここで、揚水発電とは、夜間に余剰電力を使って下流のダムから上流のダムに水をくみ上げておき、昼間の電力ピーク時に放水して発電するものであるが、揚水発電は、出力調整できない原発を稼働させ続ける結果、必然的に生じる夜間の余剰電力の受け皿として原発とセットで増設されてきたもので、原発をベース電源として位置づける国と電力会社の電源製作を保管するために揚水発電は開発されてきた。すなわち、揚水発電は、夜間の発電電力が無駄だという批判をかわしながら原発を稼働させるために作られたものであるから、原発の発電コストには、揚水発電のコストも含めるべきである。

上記の計算結果から明らかなように、③国家からの資金投入（財政支出：開発費用、立地費用）までを含めた総合的なコストを見た場合、原発の発電コストは単独でも10.68円と水力や火力より高く、「原子力+揚水」の発電コストは12.23円と一層高い金額となっている。

大島教授も、「電力料金を通じて支払われている電源開発促進税を主財源とする財政コストを考慮すると、原子力は最もコストが高く、消費者の負担が大きい」と結論付けている（甲全第299号証・21頁）。

ウ しかも、甲全第299号証・26頁「バックエンド費用推計の問題点(1)」に記されているように、上記の発電単価の計算に当たっては、劣化ウラン、減損ウランの処理、MOX使用済燃料の再処理又は処分の費用等は対象外とされている。さらに、同頁にあるように、高レベル放射性廃棄物の地層処分については、「人類が生存する期間中、人類に影響が出ないようにする。」という高度な要求を満たす必要があるが、現在は、その具体的計画もない状況である。したがって、大島教授による上記単価の計算にあたっては、最終処分に要する費用が十分に反映されているとはいえない。最終処分に要する費用が十分に反映された場合、原発の発電単価は、上述した単価よりも遙かに高額となることが容易に予測される。

エ その上、上記の発電単価は、①ないし③のコストを総合した場合の単価であり、④事故に伴う被害と被害補償費用は含まれていない。

福島第一原発事故からも明らかなように、原発がひとたび事故を起こした場合のコストは、他の発電方法とは比べものにならないほど大きい。大島教授によれば、東電及び国の資料から明らかになったもの（すべてを網羅するものではない）からの計算に限っても、福島原発事故によって生じる損害賠償費用、事故収束・廃止費用、原状回復費用、行政による事故対応費用の合計は少なくとも11兆円に上り、将来的にはさらに増加するものと考えられる（甲全第300号証）。

このように、原発は、事故に伴う被害と被害補償費用を除いても最も発

電コストの高い発電方法であり、事故に伴う被害と被害補償費用を含めれば、なおさら、抜きん出て発電コストの高い発電方法であることは明らかであって、原発には何らの経済性も認められない。

(2) コスト等検証委員会報告書（乙全第81号証）等について

ア 被告は、原発の経済性に関し、乙全第81号証ないし83号証の記載を指摘するところ（被告準備書面（15）・13頁）、これらの資料における試算は、原発のコストについて過小な算定がなされている。

乙全第81号証ないし83号証における試算値の中で、核燃料サイクル費用及び事故リスクへの対応費用は、基本的に、2011年に原子力委員会が行った試算（甲全第301号証、甲全第302号証）を踏襲したものであるところ（乙全第81号証・37頁、41頁等）、そもそも、原子力委員会の試算自体が過小であった。

イ まず、核燃料サイクル費用に関していえば、想定した事業スケジュールとして原発の閉鎖後300年間分しか考慮していない（甲全第301号証・27頁）。この点に関し、大島教授は、「日本の使用済み核燃料処理は、10万年も管理しなければいけないものを300年分だけ積み上げ、残りの9万9700年分は考えていません。」と批判している（甲全第298号証・4頁）。

また、乙全第81号証によれば、核燃料サイクル費用に関し、2004年総合資源エネルギー調査会電気事業分科会コスト等検討小委員会が行った試算（「バックエンド事業全般にわたるコスト構造、原子力発電全体の収益性等の分析・評価」 甲全第303号証）と「比較的近い現状モデル」を比較した場合、割引率3%で核燃料サイクル費用が0.1円/kWh減少した旨記載されているところ（乙全第81号証・39頁、40頁、48頁）、2004年のコスト等検討小委員会が行った試算は、六ヶ所再処理工場に続く再処理工場の建設計画の将来検討されることを前提としつつ、「六ヶ所再処理工場で再処理される使用済燃料以外の使用済燃料の再処理費用等については、見積もられていない」（甲全第303号証・4頁）という、不完全なものであった。

このように2004年のコスト等検討小委員会の試算対象が不完全なものであったにもかかわらず、乙全第81号証においては、それよりも核燃料サイクル費用が0.1円/kWh減少しているのであって、そもそも乙全第81号証、及び、その前提となる甲全第301号証の試算自体が直ちに信用できるものではない。

ウ また、乙第81号証においては、「政策経費」として1.1円/kWhが見積もられているが、大島教授の算定によれば原子力に係る財政支出単価（開

発、立地。単位：円/kWh)は2.05円であり(1970年～2007年甲全第299号証・19頁)、この点でも乙全第81号証の見積りは過小なものである。

エ 加えて、事故リスクコストに関しても、乙全第81号証及び乙全第82号証の前提となる甲全第302号証の見積りは過小なものである。

まず、甲全第302号証では、事故による損害賠償額について考慮しているのは事故後5年目までであり、6年目以降の損害賠償額は考慮していない(同号証・6頁)。

また、甲全第302号証では除染費用について算定されておらず、乙全第81号証では、除染費用として1兆1482億円を見積もっているところ(乙全第81号証・43頁)、この見積りも妥当なものとはいえない。

除染費用については、そもそも最終的にどれだけの費用がかかるものか確定的ではない。また、NGO団体の原子力資料情報室が原子力委員会に対して提出した試算(甲全第304号証)によれば、年間被ばく線量が1ミリシーベルト以下を目指して除染するという政府の方針に従えば、2万平方キロメートルの面積が除染対象地域となり、福島県飯舘村の面積と除染費用から比例計算すると、広域除染費用は28兆円に上るとされている(同号証・7頁)。

オ しかも、乙全第81号証で示された原子力発電の単価(円/kWh)8.9円や乙全第82号証で示された原子力発電の単価(円/kWh)10.1円は、下限値でしかない(乙全第81号証・47頁、48頁 乙全第82号証・51頁)。

例えば、乙全第81号証・43頁においては、除染費用の加算に当たり、環境省が計上した除染関連費用1兆1482億円という金額を用いつつ、除染によって土地、建物等の価値がすべて回復したという仮定のもと(つまり、最も損害額が低くなる仮定で)、1兆1482億円のうち5775億円のみを追加的に損害額に計上している。

乙全第81号証では損害費用を5.8兆円と見積もっているが、この金額は、上記のような最低限の損害額を見積って合算した「下限」の金額に過ぎず、したがって5.8兆円以上の損害費用が発生することを当然に見越した金額でしかない。

乙全第81号証及び乙全第82号証の発電単価も、損害費用について最低額の見積りを積み上げた結果として算定された金額に過ぎない。

原発は、ひとたび事故を起こした場合の被害の大きさから、損害費用に関し最も有利な推定を積み上げてコストの下限を示すことは出来ても、被害が拡大した場合の上限を示すことの出来ない発電方法なのであって、こ

の点からしても原子力発電に経済性など認められないし、乙全第81号証及び乙全第82号証に記載された「下限」としての発電単価が、どの程度意味のある数値として他の発電方法との比較可能性を有するのかも疑問である。

(3) 原発の再稼働と電気料金について等

ア 被告は、原発の経済性に関し、この他経済団体等による要望の書面（乙全第85号証ないし乙全第89号証）や、一般財団法人日本エネルギー経済研究所における見通しの公表（乙全第91号証）、ドイツの現状（乙全第92号証）を指摘する。

しかしながら、原発に経済性が認められないことは上記（1）及び（2）で述べたとおりである。

イ また、被告提出の書証の中には、電気料金について指摘するものも見受けられるが、そもそも、原発のコストの中には、電気料金には反映されない多額の社会的費用（甲全第299号証・8頁における「③国家からの資金投入（財政支出：開発費用、立地費用）、乙全第81号証・7頁の「政策経費」）がかかっており、電気料金だけを比べても、社会全体が支払っているコストを比べたことにはならない（甲全第305号証・65頁）。このような意味でのコストについては、上記（1）で論じたとおりであり、原発には何らの優位性も認められない。

ウ 更に、電気料金に着目しても、大島教授によれば、「原発を再稼働しなければ電気料金が上昇する」という命題はあまりに事実関係を単純化しすぎたものであり、原子力に過度に依拠していなければ、原発ゼロは電気料金を引き下げる可能性すらある（甲全第305号証・69頁）。

まず、仮に電気料金を論じるとしても、その場合比較の対象とすべきは原発ゼロの場合の電気料金と、原発再稼働の場合の電気料金である（甲全第305号証・65頁）。原発を再稼働せず停止しているという状態は、原発維持費用と火力燃料費を同時に支払っている状態であるが、原発再稼働準備は、原発再稼働のための一過程に過ぎないから、比較の対象となる選択肢ではない（同号証・64頁、65頁）。

原発は運転しなくとも減価償却費や保守費といった維持費がかかり、これが電気料金の原価に含まれている。原子力の費用のうち、燃料費部分は小さく、維持費部分は大きい。維持費の額は無視できない大きな金額であるが、原発を廃炉にすれば維持費がゼロになり、電気料金を引き下げる方向に作用する（甲全第305号証・66頁）。

大島教授の試算によれば、被告が原発をゼロにした場合、原発維持費が

ゼロになる結果、一定の電力量を他社から購入する費用を考慮しても、2014年値上げ申請時の原価と比較して1924億円の原価が節約される（甲全第305号証・67頁）。なお、この金額は、被告において火力の燃料構成に占める石油の割合が高いためであるが（石油：30%、LNG：58%、石炭：12%）、仮に中部電力のような火力の燃料構成（石油：1%、LNG：74%、石炭：25%）であった場合には、さらに2201億円の原価が減少し、合計4125億円の原価が節約されていたことになる（同頁）。

一方、被告が高浜3・4号機をフル稼働させた場合、2014年値上げ申請時の原価からの節約額は1038億円となる（甲全第305号証・67頁）。

すなわち、高浜3・4号機をフル稼働させるよりも、原発をゼロにし、原発の維持費をゼロにした方が、電気料金の原価の減少額は大きいということになる。

エ これを電気料金の観点から見ると、2013年認可時に比べて、原発ゼロケースの場合は0.78/kWh、高浜3・4号機再稼働ケースの場合は1.36円/kWhの、電気料金の上昇になる。つまり、高浜3・4号機をフル稼働させるよりも、原発をゼロにした方が、電気料金の上昇は抑制されることになるのである（甲全第305号証・68頁）。

しかも、被告が中部電力と同様の電源構成であった場合には、原発ゼロケースで、2013年認可時と比較して0.65円/kWhの値下げがもたらされ、原発ゼロケースの電気料金が最も安価になる（甲全第305号証・68頁）。

オ このように、2013年度認可時を基準とした場合、高浜3・4号機をフル稼働した場合よりも、原発をゼロにした方が、kWh当たりの電気料金の上昇が抑えられていたことになる。それどころか、被告が中部電力と同様の電源構成であった場合には、kWh当たりの電力料金はむしろ値下げされていたはずであった。

被告において、2014年の値上げ申請時に2.03円/kWh（甲全第305号証・68頁）の電気料金上昇が生じたのは、原発を再稼働できなかったからではなく、安全性の確保が極めて困難な原子力発電にこれまで過度に依存していたこと、火力発電の燃料構成に占める石油の割合が高かったこと、及び、原発維持費用と火力燃料費を同時に支払っていることが原因なのであって、「原発を再稼働しなければ電気料金が上昇する」、という単純な命題は成り立たない。

カ 上記（1）で述べたように、電気料金に限定せず、原発に係る社会的な

コストを包括的に考えて発電単価を計算する場合、原発は、他の発電方法に比して何らの経済性も認められない。

その上、上記アないしオにて述べたように、仮に電気料金のみに着目したとしても、「原発を再稼働しなければ電気料金が上昇する」という単純な命題は成り立たない。それどころか、高浜原発3・4号機を再稼働するよりも、原発をゼロにして原発維持費用をなくした方が、電気料金は抑えられるのである。

このように、電気料金の観点から見ても、原発には何らの経済性も認められない。

以上